

秋田県沖合海域における小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の資源管理協定

協定締結日 令和6年3月1日

協定認定日 令和6年3月1日

（目的）

第1条 本協定は、スケトウダラ、ズワイガニ、ハタハタ等の小型機船底びき網漁業で漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 **スケトウダラ** 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）別紙第2－9に定めるすけとうだら日本海北部系群をいう。
- 二 **ズワイガニ** 資源管理基本方針別紙第2－19に定めるずわいがに日本海系群B海域をいう。
- 三 **ハタハタ** 秋田県資源管理方針（令和2年告示第483号）別紙第3－4に定めるはたはた日本海北部系群をいう。
- 四 **小型機船底びき網漁業** 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1項第2号に規定する小型機船底びき網漁業のうち、第72条第1項第1号に規定する手繰第一種漁業をいう。
- 五 **操業** 第一号から第三号に掲げる水産資源の採捕及びそれに付随する探索、集魚、漁獲物のくみ上げその他これらに準ずる行為をいう。

（本協定の対象となる海域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第3条 本協定の対象となる海域は、秋田県沖合の海域とする。

- 2 本協定の対象となる水産資源の種類（以下「対象魚種」という。）は、スケトウダラ、ズワイガニ、ハタハタ等とする。
- 3 本協定の対象となる漁業の種類は、小型機船底びき網漁業とする。

（資源管理の目標）

第4条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

スケトウダラ 資源管理基本方針別紙第2－9に定める目標

ズワイガニ 資源管理基本方針別紙第2－19に定める目標

ハタハタ 秋田県資源管理方針別紙第3－4に定める資源管理の方向性

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

対象魚種	取組内容
全魚種	4月1日～9月30日の間、市場休日の前日を休漁する。
ハタハタ	全長15センチメートル未満の個体については採捕禁止とするとともに秋田県ハタハタ資源対策協議会が決定した資源管理措置を実施する。

(取組の履行確認に関する事項)

第6条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、秋田県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の全魚種の取組については、市場伝票又は操業日誌を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第7条 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に県及び資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第8条 第5条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び秋田県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、秋田県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について秋田県に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び秋田県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第10条 全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。

この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間（令和6年3月1日から令和11年2月28日まで）とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第12条 法第126条第1項の規定に基づき秋田県知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和6年3月1日から施行する。